

## 第14回当別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年7月26日（月）午後4時00分から午後4時30分

2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

3 出席委員（16人）

会長	16番	秋吉稔之
会長職務代理者	1番	青山眞士
	2番	菊田実
	3番	湯浅浩道
	4番	滝本弘
	5番	狩野菊恵
	6番	森本茂
	7番	山田裕一
	8番	高野秀則
	9番	佐々木章史
	10番	岸本辰彦
	11番	泉和浩
	12番	佐々木靖
	13番	古熊健一
	14番	目黒一雄
	15番	石田秀人

4 欠席委員（0人）

5 農業委員会事務局職員

事務局長	野村雅史
事務局次長	栗谷雄介
事務局主幹	浦島卓
係長	吉田浩子
主任	作山温史

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第5 報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用事業完了報告について

日程第6 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第8 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

日程第9 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による  
買入協議の要請について

日程第10 議案第4号 土地の現況証明願いについて

## 7 会議の概要

議長	<p>只今の出席委員16名、定足数に達していますので、第14回当別町農業委員会総会を開会します。</p> <p>議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしの声がありましたので、11番 泉委員、12番 佐々木靖委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。</p>
議長	<p>日程第3、諸般の報告について、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>前回の総会終了後の会務報告を行います。</p> <p>総会終了後、農地転用審査特別委員会を開催し、1名欠員となっていた副委員長長の互選が行われ、山田委員に決定しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>日程第4、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」ご説明します。今回、届出がありましたのは、番号1番から3番の3件です。これら3件は、相続による所有権移転があり、農地法第3条の3の規定に基づく届出があったものです。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>

議長	<p>質疑なしと認め、報告第1号について承認することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、報告第1号は承認することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第5、報告第2号「農地法第4条の規定による農地転用事業完了報告について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号「農地法第4条の規定による農地転用事業完了報告について」ご説明します。今回、報告がありましたのは、番号1番の1件です。番号1番は、自己所有農地に駐車場を造成したものであり、7月20日に事務局で現地確認を行っております。 また、完了状況については、議案資料の報告第2号関係をご高覧ください。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、報告第2号について承認することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、報告第2号は承認することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第6、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。今回、通知がありましたのは、番号1番から6番の6件です。これら6件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、報告第3号について承認することに決定してよろしいでしょうか。</p>

	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、報告第3号は承認することに決定しました。
議長	日程第7、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。今回、申請がありましたのは、番号1番の1件です。番号1番は、規模拡大のため、所有権を移転しようとするものであります。 番号1番について、議案資料の議案第1号関係「農地法第3条調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。  (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第8、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。 農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者から当別町に対し農用地利用集積計画作成の申出があり、町が作成した案について、当委員会の決定を求められているものです。 今回の計画案は、所有権の移転をするものが番号1番の1件、賃貸借の利用権を設定するものが番号2番の1件となっています。これら2件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。
議長	休憩します。

休憩

議長

再開します。  
説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり決定しました。

議長

日程第9、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について」ご説明します。

今回、幹旋の申出がありましたのは、番号1番から4番の4件です。これら4件について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項に規定する所有権移転のため幹旋を受けたい旨の申出により利用調整した結果、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が必要であるとの判断から、当別町に対し北海道農業公社への買入協議を行うよう要請してよろしいか、その可否について決定を求めるものです。

議長

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

狩野委員

休憩いただいてよろしいですか。

議長

休憩します。

休憩

議長

再開します。  
説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、議案第3号について、原案のとおり要請することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり要請することに決定しました。

議長

日程第10、議案第4号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号「土地の現況証明願いについて」説明します。  
今回、願出がありましたのは、番号1番から5番の5件です。番号1番、2番は湯浅委員、佐々木章史委員、狩野委員、番号3番は泉委員、青山委員、菊田委員、番号4番は岸本委員、秋吉委員、山田委員、番号5番は目黒委員、滝本委員、高野委員が、それぞれ事務局と共に現地調査を行いました。  
土地の現況は、長年耕作されておらず、再生利用が困難な状況となっており、農地・採草放牧地以外と判定しております。申請地の位置図及び現況写真につきましては、議案資料の議案第4号関係をご高覧ください。

議長

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

森本委員

5番ですが、過去に記憶がないんですが面積が27haだと思いますが、これだけの面積をどの程度見て判断したのか、事情をお聞かせいただきたいと思います。

議長

休憩します

休憩

議長

再開します。  
事務局より説明します。

事務局

この場所は、青山一番川沿いの上流側で、道道から町道で奥に入った所の農地ですが、町道沿いにある大きな面積になっています。資料の写真のとおり、農地としては耕作が不可能な状況であることを現場で確認しております。面積が大きい土地ではありますが、20年以上耕作されていない状況で、今回現況証明の願出があったところです。

議長

調査に行かれた委員の方々から何か説明等があればお願いします。  
他の委員さんからも何かございますか。

森本委員

耕作していない年数で言われてますが、20年耕作していなければ良いのかという話になる。私が察するところ、青山一番川という起伏のある土地であり、現況証明の中で農地以外としたという理解をしていたところだが、20年耕作しなかったことが理由なら普通の農地でも外せるのかということになる。

今日は議論しなくて結構ですが、事務局にも検討いただいて、その基準を明確に記録に残しておかないと、今後似た案件が出てくると思う。今回の件は、私の解釈では青山の奥の丘陵農地で長期間耕作していなかった理由で良いと思うが、年数が理由になると長期間荒らしておけば非農地にできるということになってしまう。その基準が無いので当別の農業委員会としてどうするのかということを整理していただき私共に提案してほしい。耕作していない期間が理由であれば私は納得はできません。他の委員さんはどうですか。

議長

事務局に聞きたいのですが、過去にこの農地に対するパトロールや指導を行ってきた経緯があるか分かりますか。

事務局

今回の農地については行ったことはございません。

議長

分かりました。他にご質問等何かございますか。

狩野委員

このまま進んだら、そうですねで終わってしまいますが。

議長

この写真でしか分かりませんが、場所的にも面積的にも農地の中に入れないような状況です。農地パトロールでこれから行っていくにも時間がかかりますが、今後もパトロールをしっかりやって指導していくのがベストかなと考えます。

狩野委員

青山地区は去年、私の農地パトロールの担当地区でしたが行っていない所だと思う。

青山委員

青山地区の農地は当別ダムでの立退きがあり、今回のこの土地も営農はしていたんですが立退き後は全く耕作されていない土地になっている。青山地区では他に一部通いで耕作している方もいるが、その方々もこの農地については当時所有者の〇〇さんのご主人からは何も聞いていないし、立退きで金沢地区へ転居後にそのご主人も亡くなり、〇〇さんも農地のことをご主人から聞いていないのでどうして良いかわからない部分がある。

基準としては森本委員の言う通り。どのような基準になるかはわからないけれども、耕作していない所を農地パトロールを行って農地から外すというのが筋かもしれないが、この件は所有者の方もご高齢なので仕方ない部分があるとは思いますが。

狩野委員	この農地は地続きではなく点在しているが、どのように調査したのですか。
目黒委員	私もこの現地に行ったのは初めてでしたが、こんな所にあるのかという場所でした。道路も奥の別の農地で一か所耕作しているところがあり、そこへの道はあるのですが、他の道路は農地まで草木が深く車で入れない、酷いところは歩いても行けないようなところで手入れもされていない状況でした。
議長	他にありますか。
石田委員	ついでなのでお話ししたいが、各委員は地元の状況をもう少し見て農地パトロールを行ったほうが良いと思いました。もう目をつぶる段階では無くなっていると思います。見てほしいところを挙げてもらい農業委員会の中で判断や指導をしていったほうが良い。その先でもう耕作できないとなれば仕方ないとなるが、何も無しでいきなりこの面積についての判断は辛いと思いました。
議長	この件で多くの方々から意見をいただきました。他に無ければ議事を進めたいと思いますがよろしいですか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。
	（「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、議案第4号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	（「異議なし」の声あり）
	異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり決定しました。
議長	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもちまして、第14回当別町農業委員会総会を閉会します。